

「行方市手話言語の普及に関する条例」制定を求める意見書

手話は、音声言語の日本語と異なる言語であり、会話をするとき、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、互いを理解し、知識を蓄え、文化を創造するための手段として、手話を大切に育んできました。

近年になって、障害者の権利に関する条例や障害者基本法において、手話が言語であることが明記され、国際的にも認知されるようになってきましたが、社会における手話に対する認識は、広く共有されているとは言えません。

手話を必要とする全ての人々が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、私たち一人一人が、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及させ、使用できる環境を整備していくことが重要と考えられます。

つきましては、本市においても、手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が手話への理解を深め、共に支え合う地域社会を実現することを目指し、「行方市手話言語の普及に関する条例」を制定していただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月29日

行方市議会

(提出先) 行方市長